

平成 31 年豊橋市議会議員選挙における体制不備に 対する市長の減給ならびに職員の処分について

市長の給料月額の減額ならびに職員の処分についてお知らせします。

【内容】

平成 31 年豊橋市議会議員選挙において、管理体制不備により公職選挙法に抵触する事案が発生したことに対しての管理監督責任。

【市長の対応】

令和 2 年 1 月分の市長の給料の月額を減額する条例を提出予定。

【職員の処分】

処分内容：譴責、訓告

問合先 総務部人事課 課長補佐 鈴木（電話 51-2039）

平成31年豊橋市議会議員選挙における体制不備に対する市長の減給ならびに職員の処分について

1. 事案概要

平成31年4月15日に豊橋市役所全課室代表メールアドレスあてに届いた市議からの投票依頼メールについて、一部の所属が職員に転送したことは、公職選挙法に抵触する行為である。

2. 原因

こうした事案が発生したことは、公職選挙法について理解させるための指導体制の不足に加え、通常時からメールの内容を十分に確認せず課員に転送を行っているメール転送、分配業務の管理体制そのものが根本的な原因である。

3. 市としての対応

このような不適切な事案が発生したことについて、再発を防止するためにも、メールを含めた文書の適正管理を改めて徹底するとともに、組織としての管理体制不備について管理監督責任を明確にするべきものであると考え、下記の通り対応することとした。

(特別職)

役職・氏名	内容
市長 佐原 光一	令和2年1月分の市長の給料の月額を、100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。(12月議会 条例案提出予定)
副市長 金田 英樹 副市長 有野 充朗	譴責(けんせき)

(一般職)

役職	内容
総務部 参与	訓告

※譴責とは…一般職における戒告と類似の処分

訓告とは…懲戒処分には至らないものの、責任の確認と将来を戒める実務上の処分